

自転車は、軽車両です。夜間無灯火で走行することは、道路交通法違反になります。自転車が歩行者と接触して、けがをさせ、損害賠償を請求される事案も最近発生しています。違反規定がありますから、当然罰則もあり、たとえば接触事故が原因で相手を死なせてしまうと、重過失致死傷罪となり5年以下の懲役もしくは禁固または100万円以下の罰金を科せられることがあります。

怖い自転車での交通事故

民事上の不法行為責任として高額
の損害賠償や慰謝料を支払わなければならぬこともありえます。
子どもに対し、保護者は日頃からイヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながら、携帯電話やスマートフォンを操作しながら、聞いた「ながら運転」や傘を差しての運転をしないように教えておくことが大切です。



交通安全三要素